

意見書

令和 年 月 日

陵南保育所様

児童氏名

病名「 」

令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

担当医師

印

○医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	登所のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
風疹（三日はしか）	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化してから
带状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の場合は、検体採取日を0日目として5日経過すること
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失し、2日経過してから
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間経過の後 連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認めるまで
RSウイルス感染症 (1歳未満のみ)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好になるまで

令和5年5月8日改定